

9 . 各種手続の方法等

1 窓口業務について

(1) 窓口業務時間

平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 昼休憩)

土曜日, 日曜日, 祭日, お盆期間及び年末年始 (12月29日 ~ 1月3日) は, 業務を行いません。

- (2) 電話による問い合わせ (行事予定, 休講, 試験, 成績その他) については, 間違いを生じやすく, また事務上の支障にもなりますので応じません。提示されたものについての不明な点は, 独断せず
に直接窓口まで来て問い合わせてください。

2 学生への連絡について

学生に周知及び連絡を要する一切の事項は, すべて掲示によって行います。掲示した事項は周知したものと
して取り扱います。1日1回以上, 必ず掲示板を見るように心がけてください。

掲示の見落とし, 見間違いは, 自己の責任となりますので, 十分に注意してください。

3 学生証について

学生証は, 常に携帯してください。

学生証を紛失又は破損等により再交付を受けようとする場合は, 写真1枚 (縦3.0cm × 横2.4cm) を添えて
学務部学務企画課教務第一係まで申し出てください。

4 休学について

- (1) 病気その他の事由により, 2ヶ月以上修学することができない場合には, 学部長の許可を得て休学す
ることができます。

休学期間は在学期間に算入されません。ただし, 通計3ヶ月以下の場合に限り算入します。

休学は通計2年を超えることはできません。ただし, 特別な事情のある者については, 学長の承認
を受けて, なお1年以内の休学をすることができます。

休学期間中にその事由が消滅したときは, 願い出により復学することができます。

- (2) 授業料については, 授業料納入期限 (4月末及び10月末) 前に休学願を受理された場合, 月割
計算により休学期間の授業料を免除します。

ただし, 授業料納入期限内以降に休学願を受理された場合, その期の授業料は全額納入してください。

- (3) 手続きについては, 指導教員及び教務学生担当へ相談の上, 休学願に理由書 (病気・怪我の理由によ
る場合は医師の診断書) を添付のうえ提出してください。

- (4) 奨学生 (日本学生支援機構奨学生) の場合は学務部学生支援課に申し出てください。

5 退学について

- (1) 退学しようとする学生は, 学部長の許可を得て退学することができます。

- (2) 授業料については, その期の授業料は徴収されます。

- (3) 手続きについては, 指導教員及び教務学生担当へ相談の上, 退学願を提出してください。

- (4) 学生証・図書館利用証については返却してください。

- (5) 奨学生 (日本学生支援機構奨学生) の場合は学務部学生支援課に申し出てください。

6 証明書の発行について

次の証明書は、自動発行機（大学会館の玄関ロビー等に設置）で各人が発行してください。

その他の証明書や英文による証明書等については、教務学生係に申し込んでください。

在学証明書

成績証明書

卒業見込証明書

学生旅客運賃割引証（学割証）

7 授業料

(1) 納付について

前期分は4月30日、後期分は10月31日までに振込依頼書により納入しなければなりません。いずれも末日が休日となる場合は、この前日までとなります。なお、前述の期限までに納入のない場合は、以後納入の督促（2回）を行い、当該年度末（3月31日）までに授業料が納入されなかったときは、4月1日付けで除籍となります。

(2) 授業料免除について

成績優秀かつ学資支弁が困難な場合等、本人の申請に基づき、選考の上、授業料の全額又は半額が免除されることがあります。

申請の方法等について、別途掲示によりお知らせします。

詳細は学務部学生支援課に問い合わせてください。

8 奨学金（日本学生支援機構奨学金）

奨学金を希望する場合は、本人の意願により、選考のうえ、採用・貸与されます。

出願手続等は、別途掲示によりお知らせします。

詳細は学務部学生支援課に問い合わせてください。

9 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険等について

正課中、学校行事中、通学中、課外活動中等において、身体に傷害を被った場合の災害補償制度として「学生教育研究災害傷害保険」と、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより被る損害賠償制度として、「学研災付帯賠償責任保険」等があります。

農学部では実験・実習を伴う教育を行っていることもあり、このような各種の保険に入学時に加入することを強く勧めています。また、実験・実習講義は、このような保険に加入していないと受講できないので、注意してください。

申込手続等の詳細は学務部学生支援課に問い合わせてください。

10 改姓、住所変更の届出

入学後に、改姓、住所及び電話番号を変更した場合は、教務学生担当に遅滞なく届け出てください。

11 駐車許可証

岡山大学では、自動車及び自動二輪（原付を含む）での通学を規制しており、駐車許可証がないと構内に駐車できません。

希望者については、年度始めに行う説明会に出席し、許可証の申請をし、許可を受けなければなりません。

申請手続等は別途掲示によりお知らせします。

12 農学部テニスコート・グラウンドの使用

(1) テニスコート

農学部のテニスコートは、農学部が認めた団体・サークルに所属している学生のみが使用できます。

使用希望団体・サークルについては、年度始めに申請書を提出しなければなりません。

申請手続等は別途掲示によりお知らせします。

(2) グラウンド

農学部のグラウンドは、原則として農学部の構成員（教職員・学生）が使用できます。

使用希望者は、農学部総務担当に申し込んでください。

使用後は整地・施設の整頓を行ってください。

使用者は年に数回実施される総合整備に積極的に参加してください。

13 学生支援センター学生相談室

学生相談室では、専任教員やカウンセラー、相談協力委員の教員、ピアサポーター（学生ボランティア）が、みなさんのさまざまな悩みや葛藤の相談に応じています。

大学生活を送るなかで、誰に相談すればよいかわからない、家族や友人には相談しづらい、家族や友人に相談しても解決しなかった、そのように感じたときは気軽に学生相談室を利用してください。

相談された内容の秘密は厳守します。

【学生相談室】

開室時間 10：00～12：00 / 13：00～17：00

受付場所 一般教育棟D新棟1階

連絡先 086 - 251 - 7169

【何でも相談室】

開室時間 8：30～12：00 / 13：00～17：15

受付場所 大学会館1階南側（学務部内）

連絡先 086 - 251 - 7182

補 足

『気象警報が発令された場合等における授業及び課外活動の取扱い』について

台風等により、気象台から次の気象警報が発表された場合、授業（定期試験を含む。）及び課外活動については、以下のとおり取扱います。

《対象となる気象警報》

暴風警報

暴風雪警報

大雪警報（三朝キャンパスを除く。）

《対象となる気象警報が発表されている地域》

岡山市内にある本学の「津島キャンパス」、「鹿田キャンパス」、「その他のキャンパス」及び玉野市並びに瀬戸内市にある本学のキャンパスで行われる授業については、岡山地方気象台から、「岡山地域」又は「岡山県南部地域」或いは「岡山県全域」に、上記のいずれかの気象警報が発表された場合が対象となります。

本学の倉敷キャンパスで行われる授業については、岡山地方気象台から、「倉敷地域」又は「岡山県南部地域」或いは「岡山県全域」に、上記のいずれかの気象警報が発表された場合が対象となります。

本学の三朝キャンパスで行われる授業については、鳥取地方気象台から、三朝町を含む地域に、上記いずれかの気象警報が発表された場合が対象となります。

上記以外の本学のキャンパスで行われる授業については、当該キャンパスの所在地の管轄気象台からその所在地を含む地域に、上記のいずれかの気象警報が発表された場合が対象となります。

注）岡山地方気象台から気象警報が発表される場合の発表地域区分は、「岡山県全域」、「岡山県南部地域」、「岡山県北部地域」に区分され、さらに細分した地域区分として、南部を5地域（「岡山地域」、「東備地域」、「倉敷地域」、「井笠地域」、「高梁地域」）に、北部を4地域（「新見地域」、「真庭地域」、「津山地域」、「勝英地域」）に区分されています。

その地域区分で、岡山地域とは、岡山市、瀬戸内市、玉野市、加賀郡（吉備中央町）です。

倉敷地域とは、倉敷市、総社市、都窪郡（早島町）です。

《気象警報が発表された場合の授業の措置》

気象警報が、午前6時から午前8時40分（授業開始時刻）までに出ている場合は、全ての授業を休講とします。なお、気象警報が、午前8時40分までに解除されても、全ての授業は休講とします。

授業開始後に気象警報が出された場合は、次の時限以降の授業を休講とします。

《気象警報等により登校できない場合の措置》

休講措置の対象とならない気象警報（注1）や局地的な災害発生で交通機関が運休する等（注2）に

より登校が困難な場合は、届出により、受講できなかった授業を公欠扱いとします。

公欠の届出は、後日、「気象警報・災害発生による授業公欠届」(所属学部・研究科の教務学生担当係にあります。)を所属学部・研究科の教務学生担当係に提出してください。

注1) 休講措置の対象とならない気象警報とは、上記の対象となる気象警報以外の気象警報、又は本学のキャンパス地域には気象警報が出ていないが、学生の皆さんが住んでいる地域に気象警報が出て登校が困難な場合を言います。

注2) 同地的な災害発生で交通機関が運休する等とは、気象現象又は地震により、鉄道や道路が遮断されて交通機関が運休して登校が困難な場合を言います。(瀬戸大橋線の強風に伴う運休を含みません。)

《授業の補講等》

休講となった授業については、後日、補講が行われます。

公欠の場合は、原則として補講は行わず、授業担当教員から当該授業の学習に相当する学習が課されます。

《課外活動の取扱い》

休講措置がとられた場合、課外活動は全て禁止とします。

《地震等の緊急事態が発生した場合》

地震等の緊急事態が発生した場合は、状況を調査の上で、授業に支障がある場合は、追って授業の措置を周知します。

授業時間中に発生した場合は、教職員の指示に従ってください。

《確認及び周知方法等》

気象警報の確認は、各自が気象台の天気予報及びマスメディア等により行ってください。

休講の周知は、本学のホームページ及びマスメディア等を通じて行います。

なお、授業開始後に気象警報が出された場合は、掲示等により周知するとともに、授業中のものにあつては、授業担当教員を通じても周知します。

休講決定後、直ちに下校することが危険な場合には、学内の施設で待機しても構いません。

休講周知のホームページ掲載箇所：岡山大学公式ホームページ 「在学生の皆様」 新着ニュース欄

<http://www.okayama-u.ac.jp/ja/cat2.html>